令和2年7月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年7月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

- 1 日 時 令和2年7月31日(金)午後1時28分から午後3時09分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席農業委員 24人 1番 青木 秀夫 2番 中條 幸雄

3番 竹島 敏博 4番 百瀬 道雄

5番 中川 敦 6番 金子 文彦

7番 小林 弘也 8番 河西 穂高

9番 丸山 茂実 11番 窪田 英明

12番 塩原 忠 13番 田中 悦郎

14番 栁澤 元吉 15番 長谷川直史

16番 河野 徹 17番 濵 博

18番 前田 隆之 19番 橋本 実嗣

21番 波多腰哲郎 22番 三村 晴夫

23番 塩野﨑道子 24番 二村 喜子

25番 上條信太郎 26番 堀口 崇

- 4 欠席農業委員 1人 10番 岩垂 治
- 5 出席推進委員 3人 推5番 太田 辰男 推11番 上條 一利 推16番 波場 秀樹
- 6 議 事(農地に関する事項)
 - (1) 議 案
 - ア 農用地利用集積計画の決定の件……………(議案第49号~第52号)
 - イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件………(議案第53号、第54号)
 - ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件………(議案第55号~第57号)
 - エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件………(議案第58号~第62号)
 - オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件… (議案第63号、第64号)
 - (2) 報告事項
 - ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
 - イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
 - ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
 - エ 農地法第4条の規定による届出の件
 - オ 農地法第5条の規定による届出の件
- 7 議 事(その他農業委員会業務に関する事項)
 - (1) 協議事項

第5回県農業委員会大会における要請事項について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

- 8 その他 (情報提供)
 - ・松本農業農村支援センターから
 - ・高収益作物次期作支援交付金について
 - ・移住、就農希望情報について
 - ・農の雇用事業について

9	出席職員	農業委	員会事務局	局	長	山田	賢司
			II	局县	長補佐	板花	賢治
			JJ	主	查	髙橋日	F 恵子
			"	主	事	藤井	勇太
			JJ	主	事	保科	黄
			"	主	事	大島の	つぞみ
			JJ	事	務 員	増澤	千尋
		農政	課	課長	長補佐	長岩	政雄
			"	主	任	羽入日	日未咲
			"	主	事	宇治	樹
		林課	主	查	赤羽	誠	
		松本農	業農村支援センター	-課長	長補佐	小川	章

- 10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立
- 11 会長あいさつ 小林会長
- 12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任
- 13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

[議事録署名委員] 2番 中條 幸雄 委員

3番 竹島 敏博 委員

〔書記〕板花局長補佐、藤井主事

14 会議の概要

議 **長** それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第49号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備いただきたいと思います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

增澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤です。ご説明させていただきます。

座って失礼いたします。

別冊資料、表紙の裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は5名になります。

まず、1番の〇〇〇〇さんですが、住所地は塩尻市、農地所在地は神林、1筆、3,846平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業、栽培予定はパプリカです。農業従事者は本人のみ、出荷先は〇〇を予定しております。出荷量は1万2,000キログラム、出荷額は633万6,000円を見込んでいらっしゃいます。認定里親の下で農業技術について学んでいらっしゃいます。通作距離は13キロ、車での移動を予定しています。今後は規模拡大を予定しています。議案別冊1ページ、15番が該当します。署名は塩原農業委員と上條推進委員にいただいております。

2番、○○○○様ですけれども、住所地、農地所在地ともに神林です。1 筆、2,380平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、 栽培予定は米、今年度は麦とお聞きしております。農業従事者は本人のみ で、出荷先は○○、出荷量は米1,200キログラム、出荷額は24万円 を見込んでいます。農業法人で農業技術について学んでいらっしゃいます。 通作距離は2キロ、車での移動を予定しています。今後は現状維持を予定 しています。1ページ、16番に該当します。署名は塩原農業委員と上條 推進委員にいただいています。

3番、○○○○さんです。住所地は芳川、農地所在地は寿です。1筆、4 98平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はトウモロコシ、大豆です。農業従事者は本人のみです。1ページ、20番に該当いたします。署名は窪田農業委員と赤羽推進委員にいただいております。

5番の○○○さんですが、住所地、農地所在ともに波田です。1筆、1, 377平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業、栽培予定はお米、農業従事者は本人のみです。3ページ、65番に該当します。署名は波多腰農業委員と中澤推進委員にいただいております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまから新規就農者に対しまして地元委員からの補足説明をお願いい たします。

1番、2番は神林でありますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員

○○さんですが、塩尻からの通いになりますが、水が欲しいということで、水が必要になるということで、神林でやるということです。これも3年ぐらい前から神林のパプリカ農家で研修をしていました。

○○○○さんは、花屋さん、花の販売をしていたんですが、数年前からそっちをやめて、農業法人の構成員として農業をやっている人です。

2人ともですが、農業をやる人が増えるということはいいことだと思います。

議長

ありがとうございました。

次に、芳川でありますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員

○○さんですけれども、何か仕事の関係で農業にかなり関心を持っていた んだそうですが、ちょっとやはり勤務の関係で時間が取れなかったという ことでありますが、年齢でリタイアというようなことで、ぜひ作り農業に 関わりたいということだそうです。

できればですね、ここに農業経験の欄が空欄になっているんですけれども、 将来的には、米作りに挑戦をしたいという話をしておりまして、意欲的だ なというふうに感じたところです。

以上です。

議長

続いて、4番ですが、寿であります。河西委員さん、お願いします。

河西農業委員

○○さんですが、ご夫婦でお二人での就農となります。今年の2月頃新規 就農のお話があってから、丸山委員と一緒に対応に当たってきました。最 初お話をいただいた圃場を見たとき、一部建設がらが圃場に置いてあった ので、これを片づけてから申請をしてほしいという旨でお話ししたところ、 1か月ほど前くらいですかね、片づけてあるのを確認しました。技術と資 材等については問題ないと思います。

以上です。

議長

5番目でございますが、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員

○○さんですが、1人ということですが、近所のを請け負ったということで、こういう結果になったわけですが、集落のほうにまた新しい農家が増えるということで、期待しています。

以上です。

議長ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 農政課の羽入田です。今年度から利用権設定事務を担当しております。よ ろしくお願いします。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はございませんので、議案の説明に入らせていただきます。 別冊資料の1ページ目をご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第49号になります。

合計欄のみ申し上げますので、12ページ目をご覧ください。

合計、一般、筆数112筆、貸付け66人、借入れ45人、面積12万1, 240.52平米。

経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,029平米。 所有権の移転、筆数9筆、貸付け5人、借入れ3人、面積7,136平米。 第18条2項6号関係、筆数9筆、貸付け5人、借入れ4人、面積9,9 59平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構集積関係)、筆数105筆、貸付け62人、借入れ1人、面積16万6,866平米。

中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数100筆、貸付け1人、借入れ35人、面積16万2、122平米。

合計、筆数336筆、貸付け140人、借入れ89人、面積46万8,3 52.52平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数145筆、面積20万8,604.52平米、集積率は71.12%です。

議案第49号は以上になります。

議 **長** ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

「質問、意見なし」

議長ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の委員皆様の挙 手をお願いをいたします。

「全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第50号について上程をいたしますが、本件は私に関係する議案になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与できないということでありますので、退席をさせていただき、議事の進行を会長代理にお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めて まいります。

> 議案について、農政課から説明をお願いいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案の説明をさせていただきます。

別冊資料の13ページをご覧ください。

議案第50号になります。

こちらも合計欄のみ申し上げます。

合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積753平米。

上記の利用権設定のうち認定農業者への集積率は、集積率100%になります。

議案第50号は以上となります。

田中会長代理 ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、 お出しをお願いいたします。

「質問、意見なし〕

田中会長代理 意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第50号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の 挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。 それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会 長に交代いたします。 議 長 続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件もまた委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条により、濵委員には退室をお願いをいたします。

(濵農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いをいたします。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第51号の説明をさせていただきます。 合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,409平米。 上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。 議案第51号は以上となります。

長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お 願いをいたします。

「質問、意見なし〕

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員举手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。 それでは、退室をしております濵委員の入室を許可をいたします。

(濵農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第52号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、塩原委員には退室をお願いをいたします。

(塩原農業委員 退席)

議 **長** それでは、農政課から説明をお願いいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第52号の説明に入らせていただきます。 同様に合計のみ申し上げます。 合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積582平米。 上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%です。 議案第52号は以上となります。

長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お 願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員举手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。 それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第53号及び54号 農地法第3条の規定による許可申 請許可の件、2件についてを上程をいたします。

> それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。 保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第53号、中川〇〇〇一〇、現状、地目ともに畑、546平米のみを 農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するも のです。

続きまして、議案第54号、中川 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ - \bigcirc 、現況、地目ともに畑、1、315平米外4筆、合計2、264平米を農業経営規模拡大のためにより $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんへ所有権を移転するものです。

以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくお願いします。

議 長 次に、地元委員の意見を議案第53号から順に始めたいと思います。53号、54号、四賀でございますので、金子委員さん、お願いいたします。

○○さんは、自分のうちの近くのものでありますけれども、東京のほうの

会社を退職して帰ってきて、これから農業をやろうということで、非常に 熱意に燃えております。そういったことで、妥当ではないかというように 思います。

また、議案第54号の○○○さんでありますけれども、これも近くに住むところの○○さんが老人ホームに入ってしまったということで、数年間荒れておりましたけれども、○○○さんが帰ってきまして、畑を購入して、畑作をするという意欲に燃えております。よって、全て妥当ではないかというように思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

続きまして、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、農地法第3条の既定による案件、2件について、 一括して集約いたします。

> 農業委員の皆様に伺いますが、議案第53号及び54号について、原案の とおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員举手]

議 **長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、55号から57号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。 藤井主事。

藤井主事 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

初めに、議案第55号、島立〇〇〇一〇、現況地目、畑、26.64平米を島立にお住まいの〇〇〇さんが農家住宅の敷地拡張として転用するものです。申請地は既に建物が建っておりまして、農地とは認識をせずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。申請地については、令和2年4月2日付で農振除外済みであり、農地区分は第1種農地でありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第56号、島立〇〇〇一〇、現況地目、進入路、55 平米を島立にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅敷地侵入路として転用する計画です。申請地は既にコンクリートを敷き、通路として使用しており まして、農地とは認識をせずに使用していたものです。追認であることに つきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たして おり、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えま す。農地区分は第2種農地でありますが、位置的代替性がないため、許可 相当と判断しました。

続きまして、議案第57号、島立〇〇〇一〇、現況地目、畑、47平米に同じく島立にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用作業所用地として転用をする計画です。申請地は既に建物が建っておりまして、農地とは認識をせずに使用していたものです、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付をされていることから、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地でありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている と判断しています。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

議案55号から57号の第4条の既定の許可申請承認の件でございますが、 初めに議案第55号でございまして、島立でありますので、濵委員さん、 お願いします。

濵農業委員

55号の現況、畑ですが、この方、山形街道の島立と和田の境の辺りにリボスという集落があるんですが、そこの県道拡張で、今の住所地へ移転したお宅です。このはみ出しちゃった部分は、住宅を建てた後に増築ということでやったみたいですが、ちょっとばたばたで移転して、それで宅地の中の一部が畑として残っていたということで、これはもう建たっちゃっているんですが、しようがないのかなということです。

以上です。

議長

現地確認をしていただきました塩野﨑さん、二村委員。

二村農業委員

塩野﨑委員と確認をさせていただきました。今のお話のとおり、今この写真、55番の写真の手前になるんですが、そこは自家用の野菜としてきちんと野菜を作られていて、農業もしっかりされていて、ここ、分からなくて建ててしまったということなので、この議案は相当じゃないかと見てまいりました。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。 議 長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第55号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆 さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。 続いて、56番も島立であります。濵委員さん、お願いいたします。

うことで使用しているわけです。大分前にこれ、物置やなんか建てたところなんですが、本人も宅地だと思ってやったということで、これも致し方

ないかなということで見てまいりました。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員

今、お話がありましたが、私たちも○○さんご本人とお話をさせていただきました。お父様も今、顕在で、お父様もここが農地だということが分かっていなかったといことで、たまたま○○さんの息子さんが、お孫さんになるんですが、小学校に入るということで、こちらに来るので、おうちを建て直すということで今回のことが分かったということで、きちんと農地をきちんとしてからということで、できるだけ早くやりたいというふうに言われていました。本当に見れば、全然農地と分からない、そんなところだったので、許可相当だと見てきました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第56号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆 さんの挙手をお願いいたします。

[全員举手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第57号について、これも島立でございますので、濵委員さん、お願いします。

濵農業委員

先ほどの写真の軽トラの奥側のところにちょっとブロック塀が見えていますが、その次の写真を見ていただいた真ん中に写っているブロックの固めたのがその地になります。進入路を入っていって、左のほうへずっと、一部物置になっておりますが、ここが今回の申請地になります。

これも分からないままやってしまったということで、状況はもうどうにもなりませんので、これも致し方ないかなということで、推進委員さんと2人で考えました。

以上です。

議 長 これも二村さん、お願いします。

二村農業委員 今言われたとおり、ここが農地というふうには本当に分からないところで、 きちんとしたいというお話でした。ここも許可していいというふうに見て まいりました。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第57号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、第58号から62号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件についてを上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井主事では、まず議案の修正からお願いしたいと思います。

皆様にペラ1枚、別紙でお配りをしてある令和2年7月総会正誤表という ものをご覧ください。 それでは、まず3ページの議案58号になりますが、一番右の備考の欄の一番上に「使用貸借権の設定」とありますが、これが正しくは「所有権移転」になりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項の修正も併せてさせていただきたいと思いますが、おめくりいた だいて、10ページをお願いいたします。

52番、今井の案件ですが、筆数等の欄、「18筆」とありますが、これを「19筆」に変更をお願いいたします。それと併せて面積ですが、「1万7, 134平米」を「1万7, 359平米」へ修正をお願いいたします。それと併せまして一番下の合計欄ですが、「142筆」となっているところを「143筆」へ、「12万4, 344. 44平米」を「12万4, 569. 44平米」へ修正をお願いいたします。

それでは、ページを3ページにお戻りいただいて、5条の関係を説明したいと思います。

初めに、議案第58号、神林〇〇〇一〇、現況地目、畑、4.85平米を小屋南1丁目の〇〇〇〇〇〇〇〇が隣接する接道のない〇〇〇一〇、これは宅地でありますが、そこへつながる接道として転用する計画です。 農地区分は第1種農地でありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第59号、島立〇〇〇一〇と〇〇〇一〇、現況地目、畑、2筆、合計149.35平米に蟻ケ崎台にお住まいの〇〇〇〇さんほか2名が駐車場の敷地拡張をする計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第60号、蟻ケ崎〇〇〇一〇、現況地目、畑、35平米に隣接するアパートの経営者である神奈川県厚木市在住の〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地でありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第61号、新村〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇、現況地目、田、2筆、合計1,028平米に新村の〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置場・駐車場を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

1ページおめくりいただいて、4ページをお願いいたします。

議案第62号、赤怒田〇〇〇一〇、現況地目、畑、240平米のうち30平米に取出にあります〇〇〇が昨年どの台風19号による復旧工事用の通路として一時転用する計画です。農地区分は第1種農地でありますが、一時転用ということで、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている と判断しています。

以上、よろしくお願いいたします。

議

長 初めに、議案第58号について、地元委員の意見をお願いいたします。 神林でありますので、塩原委員、お願いします。 **塩原農業委員** これ、農地として残っているのが不思議なところなんです。入るところが ないというので、仕方ないと思います。

議 長 現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員 今言われたとおり、この写真の奥もそうですが、手前側も普通の住宅で、 普通にここは普通だったら駐車場で使われている、そんなところでした。 なので、今言われたとおり、許可していいじゃないかなというふうに思い ました。

議 長 本件につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願い いたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。 議案第58号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆 様の挙手をお願いいたします。

「全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。 続いて、議案第59号でございますが、島立でありますので、濵委員さん、 お願いします。

濵農業委員

ここの場所なんですが、写真見ていただいて、右下斜めに走っている境のところに水路がありますけれども、この水路の下、三角の部分からずっと大きく宅地でございまして、それと併せて転用して売買ということだそうですが、これ、3方向、水路以外のところは全部住宅でぐるぐる囲まれて、進入路も全くない畑です。前のときは、宅地から続きでして、その人が耕作できたんですけれども、こっち側、駐車場を通すということで、今、宅地のほうを整備していますけれども、ここでぐるぐる囲まれちゃうと、これ、農地として残した場合に、もう入っていく場所がないところになってしまいますので、これは今きれいになっていましたけれども、去年あたりは恐ろしい騒ぎだったろうなというふうな推測できる草の山がありましたので、そうなってしまいますので、これはもうやむを得ないかなということで見てまいりました。

以上です。

議 **長** 現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員

今言われたとおり、私たちが見に行ったときは、草はもう残っていなかったんですが、どう見ても、ちょっと山の森みたいなところもありまして、ここは農地として今まで何か作っているという、そういう状況では全くなかったと思います。

今言われた住宅ですか、そこは今、直されているところで、ここが駐車場になってしまえば、もうこの農地は本当に作り手、入る人もいないし、ここは一緒に利用していただく以外に、もうちょっと農地としてこれから作れないではないかというふうに見てまいりました。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいた します。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第59号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、議案第60号についてお願いをいたします。

現地の委員でございます青木さん、お願いします。

青木農業委員

場所的には、○○○○の隣の道路を浅間のほうに向かって行きますと、ぐるりと回るところ、真っすぐ行くと、○○○に行く通りなんですが、その○○のほうに入っていって、100メートルほど行ったところを左側にずっと山に上がる急坂がありますが、これを少しずっと上がっていきましたところに左側に○○○○○というアパートがありまして、ハイツがありまして、その前のところの道路と、それからちょうどここ、右側に入る道路と2つありますけれども、皆さん持っている写真を、平らなやつを少しこうやって上げていただきますと、このくらいの斜度があります。かなりの斜度です。それで、周りにご迷惑をかけるような場所ではございませんので、問題ないと思われますけれども、ここに車を3台止めるということなんですが、冬場になると、ちょっとかなりきついかなと思って想像してまりましたんですが、取りあえず中型、小型、軽自動車3台図面上では入るということでございますので、私にはちょっと自信がないんですけれども、恐らく問題ないだろうかなと思っております。

右側のほうのところが農道で、ちょっと狭いんですけれども、ちょっとお隣さんにもお聞きしましたら、この上にちょっと果樹園があるということで、実はびっくりしたのは、私、この山、結構昔から親戚もあって見てい

たんですけれども、余談になりまして申し訳ございません。非常にきれいにリンゴ畑がありまして、感心して、そっちのほうが感心したところなんですけれども、ちょっと車をここへ止めるときに、飛び出さなんで、ここを通る狭い道、引っかけられないようにちょっとやってもらえるような形をちょっと危惧して、そっと入ってきたんですけれども、久しぶりに立派なリンゴ園を見てまいりました。お隣さんの畑でした。問題ないと思います。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました塩野﨑さん、お願いします。

塩野崎農業委員 今、青木さんがおっしゃったように、ここは図面でいくと左側に○○○○○○がありまして、やはりどうしても駐車場がアパートの住民に対して少ないということで、本当にこの三角で、私も3台も止まるのかなって思うくらいの狭くて、できればこの奥が草ぼうぼうになっているんですけれども、もうちょっと広く使えたらいいのになって私は個人的に思うんですが、そこはまた違う人の土地らしいんです。なので、今、青木さんおっしゃったように、こっちは本当にリンゴ園で、立派なリンゴ園で、本当にここ、引っかけないように、上手に止めてもらえば、3台止まるかなということで、アパートの駐車場が狭いということであれば、致し方ないかなと思ってみてまいりました。

以上です。

議 **長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

「質問、意見なし〕

議 長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第60号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員举手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、61号でありますが、新村であります。栁澤委員さん、お願 いします。

柳澤農業委員 資材置場、あるいは駐車場という申請でございます。ちょっと行って、事務局に事前に若干話は聞いたんですが、この経過は、違反転用している会社がここを購入するという流れでございます。この近くに農地を勝手に擁

壁をコンクリートで築いたり、長年にわたってそういう違反転用を繰り返してきた業者が、市のほうから違反転用という指導を長年受けていまして、今回ここを購入して、転用して、資材置場を造りたいという内容ということですが、その辺の考え方をですね、今まで違反転用を繰り返してきた会社が、こういうことで購入できるかどうか、そういう判断をしたということをちょっとご説明をいただきたいと思います。

議長藤井さん。

藤井主事

該当の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇なんですが、そもそも違反転用を発生させた時期としては、平成16年頃から、〇〇〇〇の社長さんの持っている自分の農地に会社用の重機であったり、資材であったりを置いている違反転用をしていました。

発覚、農業委員会として発見をしたのは、平成27年になりまして、そのときから是正してくださいという指導をずっとしてきたわけなんですが、なかなか私どもとして、そんな転用するのは絶対駄目だという形で長年指導をしてきて、まずは違反転用を全て片づけてから転用するのが筋ではないかということでずっと言ってきたんですが、なかなかその資材をほかのところに置く行き先がどうしても見つからないということでご相談ありまして、それでも違反転用のあった土地のうちに、ここまで〇〇〇〇の社長さんの持っている土地の中で、是正が完了したところもありまして、ここれ以上はもうどうしようもないということで、許可権者である県にも相談をさせていただきまして、ここまで何とかやったけれども、これ以上はちょっと転用をやってもらわないと、転用を先に進めていただかないと、ちょっとどうしても難しいというようなご相談がありました。

という中で、今回、誓約書を一緒に出していただきまして、転用した暁には、厳密なスケジュールを組んで、何月何日までに資材置場としての造成を完了させて、何月何日までには必ず資材を移して、違反転用は解消するというような誓約書を頂いております。

そういった経過と併せて地元の町会からも、長年の違反転用の経過ももちろん町会の方知っているもんですから、その違反転用している土地というのが、町会の〇〇〇の真ん前の土地になりまして、町会としても、子供が出入りするような町会の〇〇〇の前をずっと荒らしてもらっては困るので、何とか早く解決をするために、町会としても、何とか転用を先に進めてもらって、違反転用を解消してもらいたいということで、町会からの同意文というかも一緒に頂いてきてあります。

今回、ちょっと特殊なケースではあるとは思いますが、一応そういった事情がありまして、違反転用を解消する前に転用の申請をしていただいたという経過となっております。

議 **長** 栁澤委員さん、どうですかね、そのあれで。

栁澤農業委員

県とも調整しているという内容を今、お聞きしましたので、問題はないか と思います。

ただ、もう一点、面積が1,028という、約1反歩という広い土地です。 これで資材置場・駐車場で申請内容があっているんですが、私もちょっと その辺詳しくなくて申し訳ないんですが、宅地という考え方ですかね、こ れ。結論的には。

議長藤井さん。

藤井主事

転用後の地目については、最終的には法務局の判断にはなりますが、恐らく雑種地になって、課税は宅地並みでされると思います。

柳澤農業委員

要するに、さんざんそういうことをしてきた会社が、土地をそういうことで、解消のためにということで、これ、購入できるという内容ですが、それがまた宅地に転用されるようなことがあれば、当然これ、もう農地ですから、ただみたいな値段で購入すると思います。将来的にそれをまたそういう使い道といいますか、考え方ですが、あると、焼け太りじゃないですが、なるような考えも考えられるんですが、その辺はそういう問題はないですかね。

議 長 藤井主事。

藤井主事

資材置場を目的で転用するような場合に、国のほうからの指導としても、一旦資材置場に転用して、それ以降に何か建物を建てるような方も昔はいたようで、そういった悪い人の対策として、資材置場で転用をかけるような案件については、必ずそれ以降、ちゃんと資材置場として使っているかといことを確認させていただくことになっております。

柳澤農業委員 そういうあれならいいかと思いますので。すみません、時間を取って。

議 **長** この61号について、現場確認をしていただきました塩野﨑さん。

塩野﨑農業委員

ただいま事務局のほうのお話のあったように、ここは長年違反転用していたということで、3か所くらい、とことことあるんです。中には大きなヤギが2頭と言うか、2匹と言うんですかね。小屋まで造っていました。本当に〇〇〇もあるし、本当にばらばらと3か所ぐらいにいっぱい置いてありまして、先ほどのお話のように、町会長さん、町会挙げて、ぜひこの違反転用の解消のために許可してほしいということで、この図を見ていただきますと、右側のところが北側になります。それで、反対側のこの人がちょうど東側で、道路がうまくどっちからでも2方向から入れるようになっているので、重機やなんかを置いても、あまりあちこちに迷惑かけなくても出入りできるかなと見ましたし、地主さんのこの〇〇さんも、住所が高

宮で、新村までちょっと遠くて、もう作る気もないということの中で、隣の家の方も問題ないじゃないかということで、私たちは許可してまいりました。

以上です。

長 この案件について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願い をいたします。

「質問、意見なし」

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第61号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

「多数举手]

議 **長** 賛成多数でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた します。

続いて、62号でありますが、赤怒田、四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員

先般、○○○さんと一緒に現場を確認いたしました。この写真にある河川ですけれども、○○○○○という川で、10か所ぐらいの堰堤の崩落がありまして、今、順次工事をしているということであります。ここの場所については、その地籍のすぐ下が崩落しておりまして、それを直すということで、今年いっぱいには完了して、一時転用が解消されるということを確認してまいりました。妥当ではないかというように思います。

以上。

議 長 現地確認をしていただきました塩野﨑さん、お願いします。

塩野﨑農業委員

絵を見ていただくと、左側に大きな道路がずっとあります。多分出入りするには十分だと思いますが、ここの四角で囲っている現場は、前はタマネギを作っていた、ちょうどこの真ん中辺ですかね、ちょっとタマネギを作った後の土があったんですが、タマネギを作っていた畑で、今回この上に鉄板を敷いて、そして道路の入り口として使用するということで、今お話があったように、今年中には終了予定ということで、その鉄板を外して、最終的にはこの畑、元に戻すと、そういうお約束だそうですので、許可してもいいじゃないかと思って見てまいりました。

以上です。

議 **長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいた

します。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。

集約をいたします。

議案第62号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、議案第63号及び64号でございます。引き続き農業経営を

行っている旨の証明願承認の件、2件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事 それでは、総会資料 5 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。 議案第63号、笹賀にお住まいの〇〇〇さんが今井〇〇〇〇〇〇外9筆、 合計8,746平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第64号、笹賀にお住まいの \bigcirc 00さんが笹賀 \bigcirc 00-0か2筆、合計3,093平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長 この63号につきましては、笹賀と、それから今井に関わるところでありますので、初めに笹賀でございますので、今日は委員さんがお見えになりませんが、事務局でお願いします。

保科主事

議案63号の笹賀の土地、〇〇〇〇番台の土地は、〇〇〇〇〇〇から北へ100メートルほど道なりに進むと見えてきます。そして、笹賀〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇は、北へ20メートルほど進んでいただいて、曲がり角を西のほうへ曲がっていただいて、そうするとT字路にぶつかるんですけれども、そのT字路を北のほうへ曲がっていただいて、真っすぐ突き当たるので、そうしたらもう一度T字路、突き当たらない右に曲がってしばらく進むと見えてきますので、そこになります。

63号につきましては以上です。

議 **長** 今井につきましては、田中代理、お願いします。

 ですか、あります。おとといも雨の合間に防除作業をやっていらっしゃいました。

以上です。

議 長 議案第63号について、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、以下発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第63号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、64号も笹賀でありますが、事務局でお願いします。

保科主事 笹賀の議案第64号なんですけれども、これ、○○○○○○の東側に大通り、道があるんですけれども、そこの道を200メートルほど進むと筆がありますので、笹賀については、先ほどのところで言い損ねてしまったんですけれども、本日欠席の岩垂農業委員の方から問題ないと報告を受けております。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

「質問、意見なし〕

議 長 ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第64号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定いたします。 続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。 事務局から報告事項のアからオについて、一括説明をお願いいたします。 保科主事。

保科主事 それでは、報告させていただきます。

6ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、7件、7ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、2件、8ページから10ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、26件、11ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、12ページから13ページ、農地法第5条の規定による届出の件、16件。

長 ただいまの報告に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

以上になります。よろしくお願いします。

「質問、意見なし〕

議 長 ご意見がないようです。

これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、 ご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項が議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた します。

再開は2時40分としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長 議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めた いと思います。

まず、協議事項から、第5回県農業委員大会における要請事項についてを 議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

事務局の板花でございます。着座にて失礼をいたします。

資料は本冊の15ページになります。

第5回県農業委員会大会における要請事項についてということでお願いします。

県農業会議の依頼に基づきまして、第5回の大会で決議する国・県に対する要請事項について、委員から提案を求めましたところ、3件お寄せいただきましたので、内容を協議していただきます。

提案は、内田の丸山委員、それから岡田の中條委員からそれぞれ資料のと おりいただいております。

今後の進め方としましては、内容を集約しまして、本市の意見として提出 したいと思います。

参考としまして、大会の開催予定ですが、11月11日水曜日の午後、松本市にて予定されております。

新型コロナウイルス感染症の影響から、人数制限など検討されております けれども、詳細は後日またご案内をいたします。

中身につきましては、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

まず、丸山委員からの中山間地域の関係のご提案でございます。

16ページのところでございますが、中山間地域の耕作条件に恵まれない 農地などは、機構事業など貸借を通じての担い手利用に結びつかない場合 が多いため、遊休荒廃化を防止する観点からは、担い手の作業受託面積、 貸借じゃなくて、作業受託面積に対する補助金制度の導入を検討されたい というご提案をいただいております。

中山間地域に交付される中山間地域交付金で、ルール上はこういうような 受託面積に対する配分等も可能ではございますが、実情、地区内でのルー ルづくりがなかなか難しいというところがあるかと思います。そこで、国 や県にそういう補助金制度をつくっていただきたいというご提案かと存じ ます。

それから、17ページでございますが、遊休農地の関係のご提案は中條委員からいただいております。

上のほうでございますが、一度遊休化した農地は、耕作できる状態にまで 戻さないと、担い手や新規就農者の利用につなげることは困難。農地法に 基づく遊休農地に関する措置というのが農地法の第4章にありますけれど も、これを推進するため、機構事業に関係なく、自治体の判断で弾力的に 活用できる遊休農地解消対策予算を確保・充実されたいということでござ います。

現在、機構事業に結びつけないと、なかなか補助金というのは来ないわけでございますが、もう少し自由に、弾力的にというようなところで、国・ 県に求める内容となっております。

最後、有害鳥獣の関係、丸山委員からのご提案でございます。

有害鳥獣による農業被害が深刻化・広域化しているため、侵入防止柵の設置及び維持管理(点検、修理)に係る経費を長期・継続的に支援されたいということで、内容的には市町村に任せずに、国・県も積極的に支援をしてほしいと、こういう意図かと思います。

それぞれご提案をいただきました。また、2人の委員さんから補足があれば、またご発言いただければと思いますが、以上、松本市農業委員会として県に上げていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

議

農業委員の皆様、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙 手をお願いいたします。

この県大会についてでございますが、これは今月の22日頃までに、意見があったら出してというようなことでありましたが、よその地区から月末に総会があるから、それを待って出したいというようなことでありまして、来月の2日、3日頃までに意見を出してくれ、というような農業会議の意

向でございます。

どうですかね、これに対して。

提案されている中條委員、それから丸山委員さん、補足がありましたら。 いいですかね。

「質問、意見なし〕

議 **長** ないようでありますので、本件についてはご了承いただける委員の皆様の 挙手をお願いいたします。

「全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は了承をされました。

11月の農業委員大会に向けて、本委員会の意見として提出してまいります。

次に、報告事項といたしまして、主要会務報告並びに当面の予定について を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、続きまして資料は19ページになります。主要会務報告並びに 当面の予定について。

まず、今月、7月の振り返りでございます。

7月3日は、北東部のブロック研修・懇談会が行われております。

それから、飛ばしまして7月27日、先日、今週の月曜日ですが、南部ブロックの研修・懇談会が行われました。

研修会終了後のブロック活動としましては、内田のほうに移動されまして、 内田営農さんが導入されましたラジコン式の草刈機、1台350万円以上 と聞いておりますが、これを実地見学したということで、中山間地の急傾 斜のあぜのり面で実演をしたということでございます。

農業農村支援センターの小川補佐からも、この後若干触れていただく部分があるかもしれませんが、ブロックの委員の皆さんで見学をしたというふうなことであります。

20ページに移りまして、当面の予定でございます。

最初の行、8月2日は日曜日となっておりますが、その後、天候の影響が ございまして、北東部のブロック活動、ソバの種まきは、8月8日土曜日 に変更になったということでございますので、北東部のブロックの皆さん は、お間違えのないようにもう一度ご確認をお願いします。時間は変わり ません。

一般市民が昨年より増えまして、七、八人ぐらいだということで聞いておりますけれども、市民も交えましてソバを一緒に作って、最後、そばを打って試食するという活動でございます。

8月7日は、河西部のブロック研修・懇談会が予定されております。 それから、来月の総会は8月31日でございます。

総会前に次期体制準備委員会ということで、本日も次期体制準備委員会、 第1回を行いましたけれども、第2回を予定しております。また、総会終 了後は情報・研修委員会を予定してございます。

あと、最後に触れておりますが、9月12日、農林業まつり、残念ながら 今年は中止ということで決定しておりますので、周知いたします。

当面の予定は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。 発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知を いただきたいと思います。

以上で報告事項が終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

初めに、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。 小川補佐、お願いします。

小川(松本農業農村支援センター) 別添、松本農業農村支援センターと書いてございます資料をご覧いただければと思います。

ちょっと幾つか載せさせていただいたんですけれども、このうちの3点ほどおつなぎさせていただければと思います。

最初に、④番の長野県に導入されているラジコン式畦畔除草機の関係につきまして、5ページをご覧いただければと思います。

先ほど板花補佐のほうからも畦畔除草機の実演会等をされたというお話が ございましたけれども、長野県内、どんな機種、機械が導入されているか というのを一覧にしたものです。

主には2種類ですけれども、5ページなんですけれども、最初にございますクボタ社製、こちらのほうは100万円程と希望小売価格言われておりますけれども、傾斜角度が40度というようなことで、若干2番目に載せてございます内田営農様が導入された機種に比べると、ちょっと斜度が若干弱い部分もございます。

それと、もう1社、最後のところに書いてある刈るズラーというものなんですけれども、こちらのほうは牛越製作所と、あと県の農業試験場で共同開発をしているもので、まだ市販されてはいないんですけれども、今、試乗しながら、ちょっといろいろとまずい点を修正しているというような状況だということでお聞きをしております。

それで、5、6、7ページをご覧いただければと思うんですけれども、こ

ちらのほうは今日の市民タイムス、7月31日に出ていたものなんですけれども、筑北のほうでこの刈るズラーというものを生徒さんが試運転して学びましたよというような記事なんですけれども、試作機をそれぞれ各地で試しながら、状況を見ているというふうなことで、生徒さんたちにもこんなような機会を提供されているというふうなものですので、また中身はご覧いただければと思います。

それと、畦畔除草機以外にも、水管理装置ということで、6ページのところに3社ほどございますけれども、こちらのほうは、またご覧いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、⑤番のところなんですけれども、こういう曇天続き、雨が続いているというようなことで、稲のいもち病が大分、全県各地でちょっと心配されるというような状況下にございます。

いもち病の関係は12ページにございますけれども、これをご覧いただきますと、アメダスデータを用いまして、葉いもちがかかる条件がどうかというものを一覧にしたものなんですけれども、やはり松本、奈川の辺りをご覧いただければと思うんすけれども、松本辺りも7月17日から29日にかけて、黒丸があると好適条件で、まずいですよというようなものを表示しているんですけれども、非常に黒丸が多く出現しているというようなことでございます。

それと、奈川のほうでも、7月24日ですかね、黒丸が出ているというようなことで、あまりいもち病の好適条件が出ない地域でも、今年は確認されているというようなことで、全県的に非常に条件が整った気象条件にあるということです。

それで、田んぼのほうで実際に症状が出ているというようなところが、筑 北方面で一部激しいような症状が出ているというような圃場があるようで す。

それと、もう一つ、ちょっと心配な虫が発生してしまいまして、そちらのほうが13、14ページなんですけれども、ツマジロクサヨトウというヨトウ虫なんですけれども、ちょっと毛色の違うヨトウが出てしまったというようなことで、こちらのほうは国が重要病害虫に指定している虫なんですけれども、実際に畑で確認されたわけではなくて、この虫を誘引するフェロモンを利用して引っかかったというようなことなんで、実際に畑での被害はまだないんですけれども、やはり全国的にも26県でもう発生が報告されているんですけれども、いよいよ長野県にも浸入しつつあるような厄介な虫だということで、ご覧いただければと思います。

主には飼料用トウモロコシですとか、スイートコーン、ソルガムなど、こちらのほうに被害を与えるんですけれども、この虫の特徴としましては、一晩で最大100キロぐらい移動してしまう、長距離飛翔するというようなこととか、あと摂食量がほかのヨトウに比べて非常に多くて、大量のふんが散在するというようなことで、これから病害虫防除所と併せて、また圃場の巡回調査等もさせていただければと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それと、15ページ、もう一枚めくっていただきまして、昨日、関東甲信地方の1か月予報が7月30日に出されたんですけれども、やはりこれでそろそろ梅雨明けだろうということなんですけれども、特に8月の第2週、8月8日から8月14日あたり、特に気温がかなり高くなるというような予報が出ておりますので、前段のほうで熱中症にご注意というような資料載せさせていただいたんですけれども、大分ちょっと、今日もそうなんですけれども、これから8月に入って暑くなりそうなというような状況にあるかと思いますので、またご注意いただければと思います。

その他の資料のところは、またご覧いただければと思います。 私のほうからは以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、農政課から高収益作物次期作支援交付金について情報提供を お願いいたします。

長岩補佐。

長岩 (農政課)

農政課の生産振興を担当しております長岩です。よろしくお願いします。 着座にて失礼いたします。

資料のほう、A4のカラーの表裏刷り、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者の皆さまへ」というこの資料を見ながら、説明のほうをさせていただければと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対しまして、国の第2次補正予算により実施されることとなりました高収益作物次期作支援交付金について、情報提供をお願いするものでございます。

この事業は、既に5月29日に開催されました農業委員会において、農業者向けの支援の中でお示しをしているところでありますが、お配りしてある事業採用のチラシにもありますけれども、内容のその1の②番ですね、施設栽培の花卉、大葉、ワサビ等、10アール当たり80万円、それからその下のマンゴー、オウトウ、ブドウ等、10アール当たり25万円、それから裏面に行きまして、支援内容その3、厳選出荷による取組というようなものが新たに加わっております。

この事業につきましては、各JA、それから松本市農業再生協議会が事業 主体となり、JAの組合員さんの方はJAが取りまとめ、それからJAの 組合員さん以外の農家の方は松本市農業再生協議会で取りまとめて、国の ほうに出すということになっております。

国の第2次の締切りが本日、7月31日となっていることから、昨日、 実施計画書を提出したところであります。松本市の農業再生協議会からは、 32名の方の申請をいたしました。

国では、第3次も募集をしております。これ、締切日はまだ決定されておりませんが、第3次もあるということで、農業委員会の皆様には、各地区におかれまして、JAさんの系統以外の方でこの事業に対象となりそうな方、まだ申請を行っていない方がもしいらっしゃれば、その方の情報提供

をお願いしたいと思います。提供をいただければ、こちらから電話等で事業の概要とか、そういうようなものを農家さんのほうにお話をしていきたいと思っております。

また、市のホームページにも掲載してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からその他の連絡事項をお願いいたします。 髙橋主査。

髙橋主査

それでは、お手元の移住、就農希望情報についてというこちらの資料になります。 1 枚ペラっとしたものになりますが、こちらをご覧ください。

今月、県外の方から松本で就農したいので、農地を紹介してほしい。また、 農機具が置ける農業用の住宅についても紹介してもらえないかという相談 が事務局のほうにありました。

このところこのような相談が増えていると感じておるところですが、事務 局にこのような相談があった場合、まず農地については、農業委員会だよ りやホームページでも公開している貸借や売買の希望がある農地のリスト、 このリストに載っている農地について紹介しております。

そしてまた、住宅については、都市政策課が行っている事業なんですけれども、空き家をホームページ上で紹介している空き家バンクというこちらを紹介しています。ただ、これらについては、登録件数も少なく、また農地つきの農業用の住宅となると、事務局でご案内できるものも現在ないという状況です。

ですので、今後このような相談があった場合、今回のように総会のときに 委員の皆様に情報提供をしていきたいと思っておりますので、担当地区に おいて情報がありましたら、事務局までお気軽に情報を寄せていただけれ ばと思います。

資料に戻りますが、まず相談番号の1です。こちらは、神戸市にお住まいの方からの相談です。会社勤めをしながら、現在、農地を借りてお米を作っているということなんですけれども、今回、会社を辞めて、できれば来年度中には就農して、こちらに来たいということで、農地とともに住宅も一緒に探しておられます。

次に、相談番号2ですが、東京にお住まいの方です。こちらの方は、松本 でブドウを中心に就農したいということでご相談がありました。

新規就農者は、農家住宅を探すのに大変苦労されるということですので、 今回のこの相談1、相談2にかかわらず、ほかにも何か情報をお持ちの委 員さんいらっしゃいましたら、お気軽にこちらまでご連絡いただければと 思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

私のほうからは、同じくカラー刷りで農の雇用事業ということでご案内を 申し上げます

こちらは、県の農業会議のほうから農業委員、推進委員の皆様にご案内してくださいという通知が来ましたので、皆さんにお配りいたします。

2020年度版ということで、タイプの違った3つの事業がありますけれども、いずれにしましても、それぞれ担当地区の中で、法人組織にこういった事業がありますよというふうなことを情報提供いただければ、活用をお考えの法人がもしかしたらあるかもしれませんので、こういった形を利用して、年間最大120万円の助成が受けられる事業がありますので、それぞれ情報をおつなぎいただきたいと思います。

スケジュールは、今もう第3回の募集期間に入っておりますね。第3回の募集期間が6月24日から8月28日までというようなことになっておりますけれども、具体的に該当がありそうであれば、また事務局にお問合せいただき、また農業会議とも対応しながら、説明をさせていただこうと考えておりますので、地区の中でおつなぎいただければありがたいかなと、ご案内させていただきます。

最後に、いつものお話なんですが、推進委員の関係、資料につきましては、 それぞれ地区でお持ち帰りをいただきたいと思います。

それから、農地法申請の原本書類は、そのまま机の上に置いていっていた だければと思います。

あと、資料を入れる封筒、必要がありましたら、事務局で用意があります のでお声がけをお願いいたします。

この後、農業委員の方、2つの委員会が控えておりますが、最後に駐車券の処理等もありますので、事務局にお声がけをいただければと思います。

私からは以上でございます。

長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何かご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長					
議事録署名人	2番				
議事録罢名人	3 釆				